

地域密着型サービス認知症対応型共同生活サービス
介護予防認知症共同型生活介護サービス
認知症対応型共同生活介護サービス（短期利用型）契約書

(利用者)

(事業者) 社会福祉法人 博友会
理事長 吉田英敏

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、介護保険法など関係法令及びこの契約書に定めた目的に従い、利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境の元で利用者画素の役割を持って日常生活を営むことができるよう次のサービスを提供します。
- 一 認知症対応型共同生活介護サービス（別紙サービス内容説明書）
 - 二 介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（別紙サービス内容説明書）
 - 三 認知症対応型共同生活介護サービス（短期利用型）（別紙サービス内容説明書）
- 利用者は、本契約において、上記のうち（一・二・三）のサービスを利用します。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、及び利用者の被保険者証に記載された認定審査意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。
- 3 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し、別紙「サービス内容説明書」の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

(契約期間)

- 第2条 この契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間満了日の7日前までに利用者または契約者からの更新拒絶の申し出がない場合、本契約と同位置内容で更新される物年、以後も同様とします。
- 3 利用者から更新拒絶の意思が表示された場合は、事業者は他の事業者の情報を提供するなど、必要な措置をとります。当共同生活介護の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

(当共同生活介護住居の概要)

- 第3条 当共同生活介護住居は、介護保険法に基づき、徳島県吉野川市長から認知症対応型共同生活介護事業所ならびに介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定を受けています。

(身元引受人)

- 第4条 事業者は利用者に対して身元引受人を定めることがあります。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。
- 2 身元引受人は、本契約に基づく利用者及び契約書の事業者に対する責務について連帯責任者となるとともに、事業者が必要ありと認め要請したときはこれに応じて事業者と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

(利用基準)

第5条 利用者が各号に適合する場合、サービスの利用ができます。

- 一 要支援2、要介護1・2・3・4・5のいずれかの要介護認定者であり、かつ認知症の状態にあること。
- 二 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- 三 自傷他害の恐れがないこと
- 四 常時医療機関において治療する必要があること
- 五 本契約に定めることを承諾し、重要事項説明書に記載する事業者の運営方針に賛同できること

(認知症対応型共同生活介護計画書の作成)

第6条 事業者は、次の各号に定める事項を計画作成担当者に行わせます。

- 一 利用者または契約者の意向を踏まえて、サービスの内容、サービスを提供する上で留意点などに基づいて、援助の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成します。
- 二 介護計画は、利用医者または契約者に対して説明し、同意を得て決定します。
- 2 事業者は介護計画作成後においても、その実施状況を把握し、必要に応じて介護計画を変更します。
- 3 事業者が提供するサービスのうち、この契約で利用するサービスの内容などについては別紙「サービス内容説明書」のとおりです。
- 4 利用者または契約者は、いつでも介護計画を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は正当な理由がない限り速やかに介護計画を変更します。
- 5 事業者は、介護計画を変更した場合、変更後の介護計画について記載した文書を持って利用者または契約者に対し内容を説明します。

(サービスの内容及びその提供)

第7条 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき、事項以下のサービスを提供します。また、事業者は、本条に定まる各種のサービスの提供について必要に応じて利用者及び家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

- 2 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を提供します。利用者は、食事の用意その他の家事等については、事業者と共同で行うよう努めます。また、事業者は、食事の用意その他の鹿児島を行うことを利用者に強要しません。
 - 一 入浴・排泄・食事・洗濯・着替え等の介護その他日常生活上の世話
 - 二 役所に対する手続きの代行その他社会生活上の便宜の提供
 - 三 専門的知識・経験を要しない機能回復訓練
 - 四 医療機関の受診の手配その他療養上の世話
 - 五 相談・援助
- 3 利用者は、次の介護給付対象外のサービスを提供します。事業者はその提供にあたり、利用者及び契約者に対し、サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ます。
 - 一 食材の提供
 - 二 おむつの提供
 - 三 理美容
 - 四 レクリエーション
 - 五 共同生活住居の利用
 - 六 入退居時の送迎（希望者）
- 4 前項のサービス利用負担が必要なものについては、その利用料金は、利用者及び契約者が負担するものとし、前項の額は「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 5 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な介護サービスを提供します。
- 6 事業者は、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努め、利用者の利用状況を把握するようにします。

(金銭当の管理)

第8条 事業者は、利用者の現金・預貯金・その他財産の管理運用を行いません。ただし、必要に応じてまたは利用者及びその家族の希望により、別途契約に基づき一定金

額の現金及び証書を預かる場合はこの限りではありません。

- 2 利用者が第9条第2項苦い等する以外で、生活上必要とした経費については事業者が建て替えを行い、月末締めで翌月に実費請求いたします。

（サービスの利用と料金の支払い）

第9条 事業者は、利用者及び契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について利用者及び契約者が介護サービス費として吉野川市から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という）の限度において、利用者及び契約者に代わって吉野川市から支払いを受けます。

- 2 第7条に定めるサービスについては、利用者及び契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分＝介護保険負担割合証に記載された負担割合による）を事業者を支払うものとします。
- 3 第5条に定めるサービスについては、利用者等は、「重要事項説明書」に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料を支払うものとします。
- 4 利用者とは、利用期間が1か付きに満たない場合、利用日数に応じ日割りにより算出したサービス利用料を支払うものとします。

（利用料の変更）

第10条 利用者の要介護状態の区分に変更があった場合は「重要事項説明書」に記載された額に変更することとします。

- 2 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、当該介護保険給付対象外サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 介護保険法令等関係諸法令の改正があった場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。
- 4 前2項、前3項の変更があった場合は、利用者及び契約者に事前に通知するものとします。
- 5 利用者及び契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（医療上の必要への対応）

第11条 事業者は、利用者が病気または負傷等により検査や治療が必要となった場合、その他必要と認められた場合は、適切な医療機関において必要な治療が受けられるよう支援します。

- 2 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、適切な医療機関と連絡を取り、救命治療または緊急入院が受けられるようにします。
- 3 供給体制の確保ならびにやかに置ける緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書の協力医療機関と連携をとっていきます。

（事業者及び従事者の義務）

第12条 事業者及び従事者は、サービスの「提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者及び従事者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 3 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供について記録を作成し、それを10年間保管し、けいやくしゃもしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

（利用者及び契約者の権利）

第13条 利用者及び契約者は、サービスに関して以下の権利を有します。これらの権利を凝視することによって、利用者はいかなる不利益を受けることはありません。

- 一 独自の生活歴を有する補人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること
- 二 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、及び主体的な決定が尊重されること

- 三 安心感と自信を持てる用配置され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること
 - 四 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受けられること
 - 五 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること
 - 六 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること
 - 七 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること
 - 八 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと
 - 九 生活やサービスにおいて、いかなる差別を受けないこと
 - 十 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関支援を受けること（苦情相談受付窓口等は重要事項説明書に記載しています）
- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

（利用者及び契約者の義務）

- 第14条 利用者及び契約者はサービスに関して以下の義務を負います。
- 一 利用者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者提供すること
 - 二 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと
 - 三 特段の事情がない限り、事業者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと
 - 四 事業者が提供する各種のサービスに意義がある場合に、速やかに事業所に知らせること
 - 五 吉野川市並びに介護保険法その他症例に基づくじぎょうしょへのたちいり調査について利用者及び契約者は協力すること

（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 第16条 利用者は、居室及び共用施設敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及び従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
 - 3 利用者及び契約者は、居室に造作・模様替えをするときは、利用者または契約者は事業者に対し、あらかじめ書面により、その内容を届け出て、事業者の承諾を得なければなりません。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は利用者及び契約者の負担とします。
 - 4 利用者及び契約者は、事業所の承諾なく鍵を取り替えたり、付け加えたりすることはできません。
 - 5 利用者はホームの施設、設備について、故意または重大な過失、破壊、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、また相当の代価を支払うものとします。
 - 6 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、利用者の物品、居室または共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

（損害賠償）

- 第17条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者または契約者等の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して、損害賠償保険の範囲内でその損害を賠償します。ただし、事業者に降下し次がなかった場合はこの限りではありません。
- 2 前項の場合、利用者または契約者等に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができま す

（損害賠償がなされない場合）

- 第18条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用者及び契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - 二 利用者及び契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する照会・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない自由に専ら起因して損害が発生した場合
 - 四 利用者及び契約者が、事業者もしくは従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- 第19条 事業者は、本契約の有効期間中、自身・台風による災害等自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。
- 第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を終了します。
- 一 要介護認定更新において、利用者が介護保険法の所定に基づく利用要件にあたる要介護度に認定されない
 - 二 利用者が死亡した場合
 - 三 第21条に基づき利用者または契約者から解除の意思表示がなされた場合
 - 四 第22条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
 - 五 利用者が共同生活住居を離れて3か月を経過したとき、または3か月以上離れることを予定して他所へ移転したとき
 - 六 利用者が他の介護保険施設等への入所が決まり、その施設での受け入れが可能となったとき

(利用者または契約者からの契約解除)

- 第21条 契約者は、事業者もしくは従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- 一 事業者もしくは従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
 - 二 事業者もしくは従事者が、第15条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者もしくは従事者が故意または、過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(事業者の解除権)

- 第22条 事業者は次の各号に掲げる事項については、この契約を解除することができます。
- 一 利用者または契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況等に病歴などの柔よく事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 利用者がまたは契約者が、故意に法令違反その他いじるしく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により1か月間予告期間を持って、この契約を解除します
 - 三 伝染性疾患により、他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退居の必要性があるとき
 - 四 利用者または契約者による、サービス利用料金の支払いが2か月以上遅延愛、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

(退居時の援助及び費用負担)

- 第23条 利用者が共同生活住居を退居するときは、事業者は、退居後の利用者の生活環境及び介護の継続性配慮し、利用者及び契約者に対し必要な援助を行うとともに、居宅介護支援事業所への情報提供、保健医療サービスまたは福祉サービス機関等

と密接な連携に努めます。

2 利用者の退居までに利用者の生活に要した費用等の実費は、利用者の負担とします。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第24条 事業者は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、利用者または契約者の同意を得ます。

(利用料の滞納)

第25条 利用者が、正当なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を3か月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1か月以上の期間を定めて、その期間内に支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 事業者は前項の催告をした場合には第23条と同様の措置をとり、施設サービス契約ならびに個別援助計画の変更や、一般対策に基づくサービスの利用を図るなどの調整を行います。

3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第2項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書を持ってこの契約を解除することができます。

(契約者の入院にかかる取り扱い)

第26条 利用者が病院または診療所に入院をした場合、3か月以内に退院すれば、退院後も再びホームに入居できるものとします。ただし入院時に予定された退院日より早く退院した場合等退院時にホームの受け入れ準備が整っていないときは、その他の介護サービスをご利用いただく場合があります。

2 利用者が病院または診療所に入院した場合、契約者は重要事項説明書に定める利用料金(介護保険1割負担自己負担分を除く)の自己負担金1部を事業所に支払うものとします。

(居室の明け渡し—精算—)

第27条 利用者は、第19条により本契約が終了した場合において、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第16条第3項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合または前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる所定の料金(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。

3 第1項の場合に、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については第9条第2項を準用します。

(残置物の引き取り等)

第28条 利用者及び契約者は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合に備えて、その残置物の引取人(以下「残置物引取人」という)を定めることができます。

2 前項の場合、事業者は、本契約が終了した後、契約者または残置物引取人にその旨連絡するものとします。

3 契約者または残置物引取人は、前項の連絡を受けた後、2週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、契約者または残置物引取人は、特段の事情がある場合には、全校の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。

4 事業者は、前項但書の場合を除いて、契約者または残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者または残置物引取人に引き渡すものとします。ただし、その引き渡しにかかる費用は契約者または残置物引取人の負担とします。

5 事業者は、利用者及び契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については、利用者及び契約者からの預かり金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。

(一時外泊)

第29条 利用者は、事業者の同意を得た上で、外泊することができるものとします。この場合、利用者または契約者は外泊開始日の前日までに事業者にとどけ出るものとします。

2 前項に定める外泊期間中において、利用者または契約者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

(連絡事務)

第30条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、医師に連絡するなど必要な処置を行います。

(苦情処理)

第31条 利用者または契約者は、提供されたサービスに不満がある、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立期間に、苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者または契約者から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いはいたしません。

(サービス内容などの記録作成・保存)

第32条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から10年間保存します。

2 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項に規定する書面その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(契約外事項)

第33条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者または契約者及び事業者の協議により定めます。

(裁判管轄)

第34条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者または契約者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることをあらかじめ合意します。

本契約を証するため、契約書を2通作成し利用者、事業者が署名または記名押印の上、各自その1通ずつ保有します。

令和 年 月 日

私は、この契約書に基づく ☐ 認知症対応型共同生活介護サービス
☐ 介護予防認知症対応型共同生活介護サービス
☐ 認知症対応型共同生活介護サービス（短期利用型）

の利用を申し込みます。

利 用 者

ご 住 所

お 名 前

印

署名代行者

理 由

ご 住 所

お 名 前

お 電 話

利用者との関係

契 約 者

ご 住 所

お 名 前

お 電 話

利用者との関係

私は、認知症対応型共同生活介護サービスならびに介護予防認知症対応型共同生活介護サービスならびに認知症対応型共同生活介護サービス（短期利用型）として、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。

事 業 者

所在地 〒779-3407

徳島県吉野川市山川町祇園51番地

法人名 社会福祉法人 博友会

代表者 理事長 吉田英敏 印

電 話 0883-42-7111

FAX 0883-42-6655

徳島県吉野川市長指定 第3691700011号

地域密着型サービス認知症対応型共同生活サービス
介護予防認知症共同型生活介護サービス
認知症対応型共同生活介護サービス（短期利用型）
重要事項説明書

あなたに対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省第162条第4項に基づいて当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業所概要

事業者	社会福祉法人 博 友 会	
所在地	徳島県吉野川市山川町祇園51番地2	
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護（グループホームふるさと） 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホームふるさと）	
管理者及び連絡先	認知症対応型共同生活介護（グループホームふるさと） 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホームふるさと）	武田和典： 0883-42-7111
通常のサービス提供地域	認知症対応型共同生活介護（グループホームふるさと） 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホームふるさと）	徳島県 吉野川市
定員	認知症対応型共同生活介護（グループホームふるさと） 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホームふるさと）	18名

設置の概要

居室・設備の種類	室数 (全室)	居室面積及び室数	備考
個室（一人部屋）	18室 (2ユニット)	A 15㎡未満	
		11室	
		B 15㎡以上 17㎡未満	
		5室	
		C 17㎡以上	
2室			
居室兼食堂・台所・浴室（各ユニットに完備） ※グループホームふるさとの延床面積780.44㎡			

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法の理念に基づき、認知症高齢者が尊厳のある生活を送れるよう、共同生活による在宅介護サービスを通して支援することを目的とします
運営の方針	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等のお世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援します。

3. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	所 在 地	電 話 番 号
グループホームふるさと	徳島県吉野川市山川町祇園 5 1 番地 2	0883-42-7111

4. ご利用事業所の職員体制等

職種	人 数
管理者	1 名（常勤）
計画作成担当者	2 名（常勤）（兼務）
介護職員	1 2 名（常勤職員） 1 名（非常勤）

※職員体制につきましては、規定の適合範囲内において一部職種については贈位源及び兼務することができます。

5. サービスの利用料

認知症対応型共同生活介護サービス（要介護 1・2・3・4・5）
介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（要支援 2）

〈全室共通〉

（1 日あたり）

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①基本利用料	¥ 749	¥ 753	¥ 788	¥ 812	¥ 828	¥ 845
②認知症専門ケア加算 I	¥ 3 円 （認知症日常生活自立度Ⅲ a 以上の方が入居者の 1 / 2 以上） （認知症介護実践リーダー研修終了者を 1 名配置）					
③サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	¥ 6 円 （介護職員総数のうち常勤職員を 7 5 % 以上配置）					
④口腔衛生管理体制加算	¥ 30 円（月単位） 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導をつき 1 回以上行っている場合					
⑤栄養管理体制加算	¥ 30 円（月単位） 管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言指導を行うこと					
⑥科学的介護推進体制加算	¥ 40 円（月単位） 利用者ごとの A D L 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供にあたって、上記の情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報提供を活用していること。					
⑦口腔・栄養スクリーニング加算	¥ 20 円（6 か月に 1 回） 介護サービス事業所の従業員が、利用開始時及び利用中 6 か月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。					
⑧退居時情報提供加算	¥ 250 円（1 回のみ） 医療機関へ対処する入居者等について、退居後の医療機関に対して、入居者を紹介する際、入居者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に入居者 1 人につき 1 回に限り算定する。					
⑨生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	¥ 10 円（月単位） ○利用者の安全ならびに介護サービスの質の向上の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ○見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入していること、1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータのデータの提供（オンラインによる提出）行うことができる。					

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
⑩介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	¥ 4,197	¥ 4,219	¥ 4,412	¥ 4,545	¥ 4,633	¥ 4,727
	所定単位数①～④、⑨に 17.8%を加算（月単位）					
⑪食事にかかわる自己負担額	¥ 1,000 円					
⑫居住にかかわる自己負担額	¥ 1,050 円					
⑬電気代	¥ 330 円					
⑭水道代	¥ 60 円					
⑮ガス代	¥ 20 円					

認知症対応型共同生活介護サービス（短期利用型）（要介護 1・2・3・4・5）
 介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（短期利用型）（要支援 2）
 〈全室共通〉（1日あたり）

	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①基本利用料	¥ 777	¥ 781	¥ 817	¥ 841	¥ 858	¥ 874
②サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	¥ 6 円 （介護職員総数のうち常勤職員を 75%以上配置）					
③生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	¥ 10 円（月単位） ○利用者の安全ならびに介護サービスの質の向上の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 ○見守り機器等のテクノロジーを 1つ以上導入していること、1年以内ごとに 1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータのデータの提供（オンラインによる提出）行うことができる。					
⑩介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	¥ 4,197	¥ 4,219	¥ 4,412	¥ 4,545	¥ 4,633	¥ 4,727
	所定単位数①～③に 17.8%を加算（月単位）利用した日数で日割り計算となります。					
⑪食事にかかわる自己負担額	¥ 1,000 円					
⑫居住にかかわる自己負担額	¥ 1,050 円					
⑬電気代	¥ 330 円					
⑭水道代	¥ 60 円					
⑮ガス代	¥ 20 円					

※サービス利用料につきましては、食費・居住費・その他実費負担分を除き介護保険適用の場合の 1 割のご負担分の金額を表示しております。（介護保険負担割合証の負担割合が 2 割の場合は 2 倍の金額になります）介護保険が適用されない場合は、全額ご負担いただくことになります。なお介護給付費の給付額に変更があった場合につきましては、サービス利用料を改定致しますのでご了承ください。

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約の負担額を変更します。
- ☆ 毎月の利用料は、原則として翌日末日までに口座振替（銀行・郵便貯金・農協等）のお支払い方法でお願いいたします。
- ☆ 入退居時の交通費（利用を希望される方）１回につき３００円です。
- ☆ ご利用者が、病院または診療所に入院する必要がある場合、入院後３か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、ご本人及びこのご家族のご希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともにやむを得ない事業がある場合を除き、退院後再び当ホームへの利用が可能な体制を確保します。その時は１か月あたり６日間に限り、１日２４６円をいただきます。（ただし２割負担の方は２倍、３割負担の方は３倍となります）
- ☆ 入居された日から起算して３０日以内期間については初期加算（１日あたり３０円）を算定させていただきます。（ただし２割が負担の方は２倍、３割負担の方は３倍となります）１か月以上入院をした後、退院後再入居した場合も同様に算定をさせていただきます。

6. 提供するサービスの概要

・介護

認知症対応型共同生活介護サービス計画に沿って介護を行います。利用者の心身状況等、また、利用者がそれぞれの役割を持って家事等が行えるよう適切に支援致します。

・排泄

ご利用者の状態により、必要に応じて適切なおむつを使用いたします。ただし、使用するおむつについては、現品もしくは相当の費用を自己負担していただきます。

・機能訓練

医療法人のぞみで理学療法士による機能訓練が受けられます。（別途費用が必要）ホーム内では日常生活に即した訓練を行います。

・行事

利用者の希望に合わせた行事を行います。また、行事の内容により別途必要とされる費用をご負担していただく場合があります。その際は、あらかじめ利用者または契約者に説明し、同意の上でご徴収いたします。

・理美容

自己負担していただきます。なお、職員による理容は行っておりません。

・生活相談

介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

・行政手続き代行

行政手続きの代行を事業所で受けられます。ご希望の際は、職員にお申し出ください。ただし、手続きによる経費は、その都度お支払いいただきます。

7. 施設利用にあたっての留意事項

・面会

原則として午前９時から午後９時までとします。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

・外出・外泊

所定の届け出用紙にご記入の上、外出外泊をしていただけます。また、外泊期間中は居室料をお支払いいただきます。

・ 長期の不在について

利用者が病院または診療所に入院するなど、長期にわたって不在が見込まれる場合、原則として3か月目以降は退居とさせていただきます。また、退居前の不在期間中につきましては、居室料をお支払いいただきます。

・ 喫煙

ホーム内は原則禁煙とさせていただきます。

・ 設備、器具の利用

居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに版下ご利用法により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

・ 迷惑行為等

騒音等ほかの利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみにほかの利用者の居室に立ち入らないようにしてください。

・ 金銭、所持品等の管理

原則として、ご自身での管理をお願いいたします。ただし、ご本人・ご家族の希望で生活上必要とした経費については、事業者が建て替えを行い、月末締めでの翌日に実費請求いたします。

・ 所持品の持ち込み

お部屋のスペースに合わせて、家財道具等お好みで持ち込みいただけます。また、高額な金品については持ち込みをお控えくださいますようお願いいたします。

・ ホーム外での受診

必要に応じて受信可能です（別途料金が必要）。

・ 宗教活動

施設内での布教活動はできません。

8. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	受付担当者	ご利用時間帯	電話番号
グループホーム ふるさと	森 なるみ 林 育生	AM 8:30 ~ PM 5:30 休日・時間外受付あり	0883-42-7111
当法人苦情相談員		ご利用時間帯	電話番号
石 川 良 司 上 田 理		随 時 随 時	0883-42-6347 0883-42-4787
			電話番号
吉野川市健康福祉部 長寿生きがい課		AM 9:00 ~ PM 5:00 (月~金) 祝祭日・12/29 ~ 1/3 は休	0883-22-2264
			電話番号
徳島県国民健康保険団体 連合会介護保険課		AM 9:00 ~ PM 5:00 (月~金) 祝祭日・12/29 ~ 1/3 は休	088-666-0117 電話番号
徳島県運営適正化委員会		AM 9:00 ~ PM 5:00 (月~金) 祝祭日・12/29 ~ 1/3 は休	088-611-9988
			電話番号
徳島県保健福祉部 長寿いきがい課		AM 9:00 ~ PM 5:00 (月~金) 祝祭日・12/29 ~ 1/3 は休	088-621-2182 088-621-2192

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、緊急連絡先に連絡いたします。

利用者の主治医	氏名			
	所属医療機関の名称			
	所在地			
	電話番号			
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人のぞみ 三木クリニック		
	理事長	居村 剛		
	所在地	徳島県吉野川市山川町祇園4 1 番地 5		
	電話番号	0 8 8 3 - 4 2 - 6 6 1 8		
	診察料	内科、リハビリテーション科		
	入院設備	無し		
	救急指定の有無	無し		
緊急連絡先	氏名		利用者との関係	
	住所			
	電話番号			
	昼間の連絡先			
	夜間の連絡先			

10. 事故発生時の対応

サービスの提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、吉野川市に連絡し、必要な措置を講じます。

11. 損害賠償について

サービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害賠償保険の範囲内でその損害を賠償します。ただし、事業者が故意過失がなかった場合はこの限りではありません。また、利用者または利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

令和 年 月 日

当事業者は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービス提供開始にあたり
☐利用者に対して「サービス内容説明書」及び「重要事項説明書」に基づいてサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者

所在地 徳島県吉野川市山川町祇園51番地
法人名 社会福祉法人 博友会
代表者 理事長 吉田英敏 印

説明者 所属

職名

氏名 印

私は、「サービス内容説明書」及び「重要事項説明書」に基づいて、事業者からサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者

ご住所 _____

お名前 _____ 印

契約者

ご住所 _____

お名前 _____ 印

利用者との関係 _____